ASBJ

第 547 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(2)-6
日付	2025 年 5 月 21 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 545 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 545 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 17 日開催）において、分類及び測定について、金融保証契約の定めに関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（審議事項(3)-2 第 14 項の IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義の取入方についての意見）

2. 金融保証契約について、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定義を取り入れる方向性に異論はない。

3. 解釈が課題となる「負債性金融商品」という用語を受け入れるより、現在の会計基準の用語を用いた方が実務において活用しやすくなるため、案 2 を支持する。

4. 「負債性金融商品」という用語は IFRS において多く用いられているため、金融保証契約の定義のみで「負債性金融商品」という用語を用いた場合、既存の金融商品の体系との関係の理解が難しくなる。また、IFRS における「負債性金融商品」の解釈にも問題があることから、案 2 を支持する。

5. 金融保証契約の対象を定めないと実務が混乱するため、用語の問題というよりは、保証対象自体の問題であると理解している。ここで、負債性金融商品の定義は、金融商品の分類及び測定の議論の観点において重要な論点であるものの、この点については国内において多様な意見があり、IFRS とは異なる考えを有する関係者も多い領域と認識している。このため、負債性金融商品の定義において現時点では詳細に検討すべきではないと考えられることから、案 2 を支持する。

6. 案 2 を採用する場合、金銭債務という用語によって現在の債務保証契約の定義に該当するものは概ねカバーされると考えるものの、デリバティブ等個別に手当が必要なものがないかという点を確認して頂きたい。この点、会計処理に影響を与えるため、保証の対象範囲は明確に記載した方がよいと考える。

7. 金融保証契約の定義において、「負債性金融商品」という用語を用いない場合には、今後日本基準ではこの用語を一切使わないということを意味するのか確認したい。また、案2を採用し、金銭債務という用語を用いた場合、今後IFRSにおける「負債性金融商品」の定義が明確化されたときに不都合が生じる可能性がないか確認したい。

8. 金融保証契約の定義の取入れに関する本質的な問題は、金融保証契約の対象が明確ではないことであると考える。この点、金銭債務ではデリバティブが範囲に含まれないことから、対象範囲が狭くなると考えられる。このため、定義に解釈の余地は生じるものの、案1の「負債性金融商品」という用語を用いたうえで、IFRSの「負債性金融商品」の定義が見直された場合には、ASBJの会計基準の定義も見直すことが考えられる。

9. 案2を採用して金銭債務という用語を用いた場合、「負債性金融商品」という用語に解釈の余地のあるIFRS第9号の金融保証契約の定義との差異が生じてしまう可能性を懸念する。

10. 案1と案2の平仄があっていないため、現時点ではいずれの案とすべきか選択できず、より丁寧に説明して頂きたい。いずれの案にもメリット、デメリットが存在すると考えられるため、この点を検討して頂き、再度議論したい。

11. 金融保証契約の保証の対象を明確に限定するか否かをまず議論する必要があると考える。この点、保証人がどのようなリスクを負っているかという観点によって検討し、金銭債務から生じるリスクだけではなく、行為債務等から生じるリスクも金融保証契約が対象とするリスクも保証の対象に含めるか検討する必要がある。そのうえで、金融保証契約の保証の対象を明確に限定しないのであれば、負債性金融商品の解釈によって様々な対象を含める場合も、金銭債務という用語を用いたうえで類推適用する場合も、いずれにおいても結果は同じになる可能性があると考える。

12. 案1及び案2のいずれにおいても、完全には定義できないことを結論の背景において丁寧に説明し、今後IFRSにおける議論の行方も踏まえて再度検討するという合意ができればよいと考える。また、保険契約等のより大きなカテゴリーの中で定義が曖昧なものも残る中で今回議論をしているという、より広い視点も共有したうえで議論できると納得感を得られやすいと考える。

（金融保証契約の定義についてのその他の意見）

13. 金融保証契約の定義の定めのイメージにおける契約保有者、契約発行者という用語は、それぞれ債権者、保証人と読み替えると定義が読みやすくなると感じる。この点、IFRS第9号の金融保証契約の用語を用いた意図があるか確認したい。

14. 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）に金融保証契約の貸借対照表価額に関する定めを取り入れる提案となっていることを踏まえると、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）において記載することを提案している金融保証契約が金融商品であり、金融商品会計基準の対象である旨は金融商品会計基準に記載した方がわかりやすいと考える。

（オプションの定め方についての意見）

15. 金融保証契約と予想信用損失を別個に会計処理することができることとするオプションは、債務を二重計上することとなるため、理論的には正しくないと考える。ただし、実務の便を考慮してこのようなオプションを設けることも考えられるため、オプションを設ける場合には、結論の背景において債務が二重計上されることは理解しているものの、実務の負担の大きさとオプションを設けることによる影響の小ささを勘案したうえでオプションを設けたことを記載して頂きたい。

（債務保証契約に関する現行の日本基準における定め及び監査・保証実務指針第 61 号の改正に関するコミュニケーションについての意見）

16. 日本公認会計士協会が公表している監査・保証実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（以下「監査・保証実務指針第 61 号」という。）の移管の方法は妥当であると考えるものの、これまで監査・保証実務指針第 61 号において定めていた開示の内容が大きく変わる可能性があるため、留意して頂きたい。

17. 監査・保証実務指針第 61 号は、経営指導念書だけではなく、比較的実務に浸透している保証予約等についても定めている。この点、保証予約が会計基準の対象外となることが懸念されるため、金融商品実務指針第 137 項における監査・保証実務指針第 61 号を参照する定めを無理に削除する必要はないと考える。もし削除する場合には、結論の背景に保証予約について記載するか、法的効力が保証契約と同じものについては金融保証契約の対象とする旨を記載すれば、実務の混乱を防止できると考える。

以　上